

## 第4章 ゆりかご事例と相談事例からみえる諸課題

「県検証報告」においては、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第2期においても、第1期で示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、第1期の課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第2期において認められた特徴的な課題や新たな課題を中心に整理した。

### 1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

#### (1) 公的相談機関の対応のあり方について

第2期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数みられた。

このような事例においては、相談者が求める内容に対し、公的相談機関の提供する支援方法や対応策が合致せず、また、相談者自身が公的な相談窓口や支援制度に関する理解が不足していたため、必要な相談に結びつかず、預け入れに至ったものがある。

○ 経済的困窮で児童相談所や福祉事務所等に入所相談を行ったものの、速やかな解決に至らずに、ゆりかごに預け入れた事例

◆事例A：妊娠中は育てられると思っていたが、収入がなくなったため、児童相談所に相談したところ生活保護を紹介され、生活保護相談も行なったが受けられないと言われたことから、ゆりかごに預けるしかないと思い、未入籍の両親が預け入れた。

◆事例B：未婚で妊娠し、中絶に10万円かかると言われできなかった。市の福祉課に相談したが、母子生活支援施設は空きがなく入れなかった。病院で出産後、市の保健師の訪問を受けたが相談ができなかった。「ゆりかご」をインターネットで知り、電話相談より直接行ったほうが保護してもらえろと思いい預け入れた。

これらの事例は、経済的困窮から、福祉面での支援について相談を行ったが、本人の抱える問題が福祉面からだけでは解決が困難であったため、妊娠・育児相談にかかる相談窓口と連携した対応が求められたケースである。本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決につながるような相談対応が望まれる。また、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の必要性も感じられる。

○ 生活保護等の公的支援を受けているにもかかわらず、担当部署に妊娠したことを相談しないままゆりかごに預け入れた事例

◆事例C：母子家庭で生活保護を受けながら前夫との子を5人育てており、別の男性との間に6人目を妊娠。出産がわかったら生活保護を取り消されると思った。自宅出産し、経済的に育てられず、出生届も出せないとして預け入れた。

この事例は、本人の妊娠期間中、生活保護のケースワーカーが本人の妊娠に気づいておらず、生活状況を十分に把握できていなかったことに加えて、生活保護に関しての本人の思い込みが、預け入れにつながっている。このほかにも、出産したら生活保護や児童扶養手当が廃止されるという自己判断で預け入れをした事例が複数みられる。生活保護等の福祉制度の運用のあり方にも課題がないのか検討する必要がある。

## (2) 妊娠・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例にみられるように、この時期に多くの問題がある。特に未成年、産後うつが疑われる場合などリスクの高い（ハイリスク）妊婦等への支援、生活苦、思いがけない妊娠、望まない出産、障がい児を出産した親等への支援に関する課題がみられる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

- ◆事例D：既婚で3人目の妊娠。夫に大反対され、また生活が苦しく、これ以上は子どもを育てられないとの理由で、誰にも相談せず、自宅出産後に新幹線を利用して預け入れた。なお、夫は中絶したと思っており、出産事実を知らなかった。
- ◆事例E：妊娠し、同棲しようとした矢先に婚約者が行方不明となった。一人では経済的に育てられない、また、戸籍にも載せたくないとして、自宅出産し、インターネットでゆりかごを調べて預け入れた。親には、子どものことを何度も相談しようと思ったが話せなかった。
- ◆事例F：未成年での妊娠、自宅出産の事例。家族と一緒に住み、きょうだいも多いなかで生活していたが、誰も妊娠したこと、自宅で出産したことに気づかず、本人も家族に話せないままゆりかごへ預け入れた。
- ◆事例G：未婚での妊娠。最初は産む方向で相手と話していたが、その後、産むか産まないかでもめたことから、相手とも会わなくなった。自宅出産した1か月後、仕事に復帰する前日に預け入れた。預け入れ時の児の体重は2,200g、全身冷感、衣服の汚れ、悪臭がみられた。
- ◆事例H：医療機関で出産。子どもには四肢に軽度の障がいがあり、病院もかわり、退院後の治療計画等もたてられていたが、退院したその日に預け入れた。
- ◆事例I：医療機関で出産。子どもには複数の障がいがあったが、病院側の支援もあり父母ともに頑張って養育しよう思っていた。しかし、さらに別の障がいがあることを告知され、また、信頼していた主治医が代わったこともあって、「もう、だめか」と思い、預け入れた。

これらのうち、特に障がい児を出産した親が預け入れた事例からは、「障がい」の受容や育児に関しての細かな支援の必要性が認めらる。

障がいの受容と育児の困難さ、障がい児を生んだ自責感などを含め、さまざまな悩みを抱えている親を支えていくために、医療機関・行政機関・家族等の多くの連携と支援が必要であるとともに、障がいに対する本人や周囲の理解を高めていかなければならない。

### (3) 妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向がみられる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会をとらえて、若年層から命を大切に教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

また、ゆりかご事例においては、相手の男性が、妊娠が判明すると行方不明になったり、出産しても認知しなかったり、ゆりかごの利用を勧めたりするなど、男性の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

男性自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることをきちんと自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

### (4) ゆりかごに預け入れられるまでの危険性について

ゆりかごに預け入れられた以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が「県検証報告書」で指摘されていたにもかかわらず、第2期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産し、自分で出産後の処置を行った事例や車中で出産した事例など、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。

このため、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

◆事例J：事前にインターネットでゆりかごを調べて、自宅出産後、生まれてすぐの子どもを飛行機に乗せて預け入れた。

◆事例K：ゆりかごへ移動中の車中で出産。未成年の母親は、預け入れ時、出血が多く母親の命の危険があるも診察拒否していたが慈恵病院の説得の末、治療を受け入れ入院となった。

## 2 ゆりかごの運用面と対応における課題

### (1) 慈恵病院での対応

本報告では、専門部会でこれまで3か月に1度行われてきた運用状況の議論も踏まえ、ゆりかごの運用に対する慈恵病院の対応について検討を行った。

#### ア 施設の運用、初期対応について

平成23年1月23日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。その後、相談者が預け入れ前にインターホンを押したところ、鳴動するブザーに病院職員が気づかず、応答がなかったことから預け入れられた事例が発生した。これに対して、直ちに設備面での改善が図られているが、定められた手順によりの確な対応の徹底が求められる。なお、この時には預け入れ者との相談につながり、身元が判明している。

#### イ 幼児の預け入れ事例について

「ゆりかご」は新生児を想定して運用されているが、幼児が6例（第1期2人、第2期4人）みられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が3歳の事例であり、この場合、自分が「ゆりかご」に預けられたことを記憶している。その後の愛着形成上も問題があり、このような事例を回避するために、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

#### ウ ゆりかごの中に置かれた手紙について

ゆりかごの中には、預け入れた親が持ち帰ることができるよう「両親に宛てた手紙」が入れられている。親の中には、その後、この手紙を読んで思い返し、連絡を入れてきた事例がある。

なお、慈恵病院において、この手紙の文言について修正を検討されている。手紙は病院の私信であるが、手紙の内容は、子どもの福祉に寄与するような内容になるよう、修正は十分注意をもって行われたい。

#### エ 預け入れた者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例のうち、約半数についてゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れ者との面接につながり、身元が判明している。

一方、これまで身元が判明しなかった事例は、第1期末で11件（22%）、第2期末で4件（13%）と割合は大きく減少している。

これは、ゆりかごが当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れ後に親等からの連絡に結びついた事例がやや増えていることが背景にある。その一方で、預け入れ時に病院職員がかけつけたにもかかわらず、相談につながらず身元の判明ができていない事例がある。身元が分からないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育に必要な情報が全くないということである。

このため、病院においても、出来るだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れた者に理解してもらうための努力を行なうとともに、預け入れた者との接触につながる方法や、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方

策などの検討が必要である。

## (2) 児童相談所および関係機関の対応

### ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れ者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が社会調査を行っている。第1期の事例では、接触ができたものの詳細を明かさない保護者に対し、病院への相談記録から身元が特定されたこともあったが、第2期の身元不明ケースにおいては、情報が全くなく手がかりがつかめない事例がみられた。

### イ 就籍手続きについて

第1期事例では、ゆりかごに預け入れ後に、身元不明のため熊本市が就籍手続きを行なった後に、親が出生届を提出していたことが判明して二重戸籍となったため、親による戸籍の訂正手続きを要する事例があった。第2期においては、早い段階で命名を行うものの、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

## (3) 利用状況などの公表について

利用状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方では「ゆりかご」利用の問題点（危険性）について広く理解を促し、安易に「ゆりかご」が利用されないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、「ゆりかご」の呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを物のように扱う印象を与える呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めて行く必要がある。

## 3 預け入れられた後の子どもの援助に関する課題

### (1) 児童相談所での保護・援助について

第1期に続き第2期においても、東北、北海道地域を除く全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管後の子どもの状況についての調査への協力を依頼しており、全国各地の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができています。

熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、引き続き、子どもの状況を把握していく必要がある。

## (2) 子どもの健全な成長の確保について

県検証報告書でも課題としてあげられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

## (3) 措置解除の判断

ゆりかご事例は、保護者等が養育することができず、最終的には、公的機関を利用することなく預け入れに至ったものである。預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

とりわけ措置解除については、極めて慎重な判断が必要であり、児童福祉法に基づき、児童福祉審議会の議に付するなどの方法も考えられる。

## (4) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題

### ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要が挙げられていたが、その後国においても家庭的な養護への転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所や地域の協議会等による里親支援の強化などをさらに進める必要がある。

### イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、県検証報告書において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
- ・特別養子縁組後に至った場合、その後の公的なフォローができにくい

など、多くの課題が示されていた。

親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した例は無かったが、第2期においては2例成立している。しかし、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかっている。

また、養子縁組あっせんの実態について児童相談所に十分な情報がないことや特別養子縁組後の公的なフォローの必要性については、当専門部会において委員の多くから指摘されており、引き続き課題として残っている。

#### 4 措置解除後の子どもに対する援助について

家庭引取りや特別養子縁組成立後は、措置が解除され原則として、児童相談所とのつながりは消える。しかしながら、里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援のあり方を検討する必要がある。